

**嘱託職員募集**

名称	募集人員	雇用期間	勤務時間	勤務場所	報酬	受験資格	試験方法
①要介護認定調査嘱託員	若干名	平成 30 年 4 月 1 日～31 年 3 月 31 日 (翌年度以降、期間の更新の制度あり)	週 5 日 (月～土曜日) 午前 9 時～午後 4 時 (原則)	市役所	月額 168,600 円	次のいずれにも該当する方 ・介護支援専門員または介護職員初任者研修課程(旧ヘルパー2級)を修了した方で在宅での介護経験のある方 ・自動車運転免許資格のある方	面接 ※1月11日(木)
②就労促進指導員			週 3 日 (月～金曜日) 午前 9 時～午後 4 時 (原則)		日額 10,000 円	次のいずれにも該当する方 ・生活保護および生活困窮者自立支援制度について理解のある方 ・公共職業安定所等での勤務経験を有する方 ・労働に関する識見を有し、かつ、被保護者等の就労の促進に熱意を有する方	

**福生市総合計画策定に関する市民意識調査にご協力ください**

市政運営の総合的指針として市の最上位計画に位置する福生市総合計画(第5期)の策定にあたり、これまでの市の施策に対する市民の皆さんのご意見をお聞きするとともに、平成32年度からの10年間を期間とする次期総合計画を策定するための基礎資料とするため、市民意識調査を行います。調査票が届いた方は、ご回答にご協力をお願いします。  
**【調査対象】** 市内在住の満18歳以上の男女3,000人  
**【調査方法】** 郵送による送付・回答  
**【抽出方法】** 住民基本台帳から無作為抽出  
**【調査期間】** 12月下旬～1月下旬  
**【問合せ】** 企画調整課企画調整担当 ☎ 551・1528

12月23日(土)は、天皇誕生日(祝日)につき閉庁します  
 12月23日(土)は、天皇誕生日(祝日)のため閉庁  
 となりませので、窓口をご利用の際にはご注意ください。  
**【問合せ】** 企画調整課企画調整担当 ☎ 551・1528

※勤務条件等の詳細は、市ホームページをご覧ください。職員課へお問い合わせください。  
**【申込み】** 12月15日(金)～1月5日(金)の間(土・日・祝日を除く)に本人が履歴書(写真貼付)および資格を有することを証明できるものの写し(①のみ)を持参のうえ直接、市役所第一棟5階職員課 ☎ 551・1589へ。

年末は、買い物などで外出する機会が増え、人も多くなる時期です。そのため、空き巣狙い、ひったくり、すりなどの被害が増える時期でもあります。被害にあわないように注意しましょう。  
 ・短時間の外出でも、必ずすべてのドアや窓に鍵をかける  
 ・道を歩くときはバッグを車道の反対側に持ち、後方に自転車やオートバイの気配を感じたら振り返って確認するなど、周囲に注意する  
 ・自転車のカゴにはひった



年末も「空き巣狙い」「ひったくり」「すり」に注意!  
**【問合せ】** 秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529  
**【落札金額】** 9,709万2,000円(税込)  
**【予定価格】** 1億714万1,400円(税込)  
**【問合せ】** 選挙管理委員会事務局 ☎ 551・1802

1月から順次、市内の各世帯・事業所へお届けする予定です。2月になっても届かない場合は、タウンページセンターへご連絡ください。  
 なお、「ふっさ わたしの便利帳」の便利帳「合冊版タウンページのお届けは、今回をもって終了となります。」  
**【配布について】** タウンページセンター ☎ 0120506309  
**【土・日・祝日を除く午前9時～午後5時】**  
**【問合せ】** 秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

「ふっさ わたしの便利帳」合冊版タウンページの配布について  
 くり防止カバー・ネットをつける  
 ・人ごみではバッグを常にしっかりと持つ  
**【問合せ】** 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

福生市まちづくりに資する寄附金(ふるさと納税)  
 11月1日から30日までの間に株式会社イエローツーカンパニー様ほか匿名2名の方から2万5,000円のご寄附をいただきました。  
 寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。  
 (平成29年度累計29件・157万1,964円)  
**【問合せ】** 契約管財課管財係 ☎ 551・1535

入札結果のお知らせ  
**【工事件名】** 新扶桑会館建設予定地地中障害物撤去工事  
**【入札日】** 平成29年11月14日  
**【入札方法】** 制限付一般競争入札  
**【契約日】** 平成29年11月14日  
**【入札参加者数】** 4者  
**【落札事業者】** 株式会社田村工務店  
**【落札金額】** 9,709万2,000円(税込)  
**【予定価格】** 1億714万1,400円(税込)  
**【問合せ】** 選挙管理委員会事務局 ☎ 551・1802

当作品を含む福生市入選作品40点を展示します。  
**【期間】** 12月14日(木)～1月12日(金)まで※日・祝日を除く  
**【時間】** 市役所開庁時間内(最終日は午後4時まで)  
**【場所】** 市役所1階(郵便局側入口付近)  
**【問合せ】** 選挙管理委員会事務局 ☎ 551・1802

平成29年度明るい選挙ポスターコンクール東京都審査入賞作品  
**【東京都入選】**  
 福生第七小学校6年 小林由弦さん

**1月の無料相談** 【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529  
 ※一部の相談は年始休業の都合により実施週を変更しています。

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	10日(木)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分)※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	11日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	9日(火)			
税務相談	25日(木)	午後1時30分～4時	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分)※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
法律相談	12日(金)・17日(木)・24日(木)・31日(木)			
交通事故相談	18日(木)	午後1時30分～4時	市役所1階第一相談室	予約制、先着3人(1人45分)※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都都民の声 ☎ 03・5320・7733 へ。
少年相談	19日(金)	午前9時～午後4時30分	市役所1階第一相談室	予約制、警視庁八王子少年センター ☎ 042・679・1082 へ。相談日当日は秘書広報課広報広聴係へ。
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。☎ 539・2555
教育相談	毎週月～土曜日	午前9時～午後5時	教育相談室(子ども応援館2階)	教育についての悩み全般に関すること。※要事前予約教育委員会教育相談室 ☎ 551・7700
消費者相談	毎週月・水・金曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	もくせい会館	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699
事業資金相談	18日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【そのほかの相談】 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(☎ 551・1511 市役所代表)、心の相談、成年後見制度相談、リハビリ相談、権利擁護相談、心配ごと相談(☎ 552・5027 福祉センター)

**給与支払報告書の提出と特別徴収の推進について**

▼給与支払報告書の提出について  
 法令により、1月1日現在、給与の支払いをする者で、所得税を徴収する義務がある給与支払者は、1月31日までに給与受給者の前年中の給与所得の金額その他必要な事項を記載した給与支払報告書を1月1日現在の住所地の市町村に提出しなければなりません。給与支払者による給与支払報告書の提出がされない場合には、給与受給者が未申告となり、課税等の証明発行がされないこととなります。  
 なお、「給与支払報告書を提出しなかった者または虚偽の記載をした給与支払報告書を提出した者」は、法令違反となります。

▼特別徴収の推進について  
 市町村は、年度の初日に給与の支払をする者で所得税を源泉徴収する義務がある給与支払者は、従業員の個人住民税を特別徴収により納入することが法律で義務付けられています。納税の公平性と納税者の利便性を図るため、ご理解・ご協力をお願いします。  
 なお、東京都62区市町村でも特別徴収の推進を行っています。特別徴収とは、事業所(給与支払者)が、従業員の毎月の給与から住民税を特別徴収(給与差し引き)して、市町村に納めていただく制度です。  
**〈従業員の方のメリット〉** 年4回払いより、年12回払いの特別徴収の方が、1回あたりの納付額が少なくなります。また、毎月給与から差し引きされるため、納め忘れがなくなります。  
**【問合せ】** 課税課市民係 ☎ 551・1610

**納税は 納期内で 元気な福生**

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください(登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください)